

熊本県農業共済組合 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づき、男女ともに全職員が活躍でき、ワーク・ライフ・バランスを良好に保つ環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2 内 容

計 画 労働者に占める女性労働者の割合増加

【目標】

職員の男女比において、女性の割合35%以上を目指す。

【当組合の現状】

○令和7年4月現在、女性の占める割合が約27%と低い。

（男性職員194人、女性職員70人）

○直近5年間の新規採用職員人数および女性の割合

- ・令和3年度 14名（男性 7名、女性 7名 女性50%）
- ・令和4年度 15名（男性 9名、女性 6名 女性40%）
- ・令和5年度 9名（男性 6名、女性 3名 女性33.3%）
- ・令和6年度 12名（男性10名、女性2名 女性20%）
- ・令和7年度 12名（男性 9名、女性 3名 女性25%）

【取組内容】

ワーク・ライフ・バランスを良好に保ち、女性の新規採用を積極的に行い、継続就業率を上げるため、組合規則に定められている、育児・介護関連制度の周知と意識啓発活動を令和7年4月より実施する。また、女性活躍の場を広げ、働きやすい環境づくりや職場復帰後の支援を行っていく。